

司法修習委員会（第1回）議事録

1 日時

平成15年7月18日（金）午前10時から午後零時7分まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，翁百合（途中退室），小津博司，金築誠志，鎌田薫，酒巻匡，
白木勇，高橋宏志，西垣通（途中入室），宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉，出田孝一，稲田伸夫，大橋正春，梶木壽，鹿子木康，木村光江，
黒川弘務，小池裕，須賀一晴，鈴木健太，寺村温雄，巻之内茂，山本和
彦（敬称略）

（庶務）山崎敏充人事局長

4 議題

（1）委員長選任等

（2）諮問事項説明

（3）協議

（4）今後の予定等について

5 配布資料

（資料）

1 諮問事項

2 主な検討項目（案）

3 委員会の審議スケジュール（案）

（幹事会関係資料）

司法修習委員会幹事会（第1回）議事概要

(席上配布資料)

委員会の審議スケジュール(案)(資料3の詳細版)

6 議事

(1) 最高裁判所長官あいさつ

委員会の開催に当たり、町田顕最高裁判所長官からあいさつがされた。

(2) 委員長選出及び就任あいさつ

委員の互選により、高橋委員が委員長に選出され、委員長から就任あいさつがされた。

(3) 委員長代理の指名

委員長から、委員長代理として鎌田委員が指名された。

(4) 議事の公開及び幹事会の運営等について

ア 議事の公開

委員会の議事の公開については、次のとおり定められた。

- ・ 報道機関に対し、原則として会議を公開する。ただし、委員会が会議を非公開とする必要があると認める場合には、その回又はその部分を非公開とすることができる。

なお、法曹三者から各1名の傍聴を認める。

- ・ 議事録として、各委員の発言等を要約した顕名の議事概要を作成し、最高裁判所ホームページへの登載等の方法により公開する。ただし、会議の非公開部分を除く。

配布資料についても、議事録と同様に公開する。

イ 幹事会の運営等

幹事会の運営等については、次のとおり定められた。

- ・ 委員会をサポートするために、幹事会を置く。
- ・ 幹事長は、木村幹事とする。
- ・ 幹事会の議事は公開しない。ただし、法曹三者から各1名の傍聴を認め

る。

幹事会において議事概要を作成し、委員会に報告する。

- ・ 幹事会は、小幹事会方式により運営する。

小幹事会は、当面、木村幹事長、出田幹事、梶木幹事、須賀幹事、鈴木幹事、巻之内幹事、荒井幹事のほか、裁判官幹事・検察官幹事・弁護士幹事各1名の計10名で構成する。ただし、他の幹事の出席（オブザーバー）を認める。

小幹事会での議論は、適宜の方法で他の幹事に周知し、意見があれば述べてもらう。

- ・ 幹事会の議事概要の公開については、委員会の配布資料と一体として取り扱う。

（5）諮問事項説明

小池幹事から、諮問事項（資料1）の趣旨について説明がされた。その説明に先立ち、荒井幹事及び小池幹事から、現在の司法修習の概要、司法修習に関するこれまでの検討経過、司法修習委員会の位置付けについて説明がされた。

（6）協議

ア 主な検討項目と審議スケジュール

小池幹事から、「主な検討項目（案）」（資料2）及び「委員会の審議スケジュール（案）」（資料3及び席上配布資料）について説明がされた。

（宮川委員）

主な検討項目（案）の「 」印の大項目については異議がないが、その下にある「・」の小項目については、これにこだわることなく自由に議論できることでよいか。

（高橋委員長）

初めから結論があるわけではないので、当然のことと思う。

主な検討項目については、宮川委員からの指摘を踏まえ、資料2のとおり

りとするのでよいか。また、今後の委員会の審議スケジュールについても、資料3及び席上配布資料のとおりとするのでよいか。

(出席委員全員)

異議なし。

イ 新しい司法修習の理念と基本構想

「主な検討項目」の第1論点「新しい司法修習の理念と基本構想」について協議が開始され委員間でフリーディスカッションがされた。

(小津委員)

新しい司法修習の意義・理念等については、司法制度改革審議会の意見書等を踏まえ、これを前提として議論することでよいか確認したい。

(高橋委員長)

その点はよろしいのではないかと。大きな流れは、法科大学院でプロセスとしての教育が行われ、司法試験で選抜された者が司法修習生として実務修習を中心とした司法修習を受け、法律家となって社会に巣立っていく、ということである。司法修習生を送り込む法科大学院の側から見て、どのようなイメージを持つか。

(鎌田委員)

法科大学院構想に若干の疑念を持っていたことの一つの要因は、これまで司法研修所が果たしてきた役割を法科大学院で全部引き受けられるのだろうかということであった。しかし、司法修習制度も残ることが最終的に決まったわけで、法科大学院における教育と司法修習とを有機的に関連させていかなければならないと思っている。

法科大学院でも、従来の教育に対する批判、その見直しに基づいて、実務との有機的な関連を図って法的なものの考え方を涵養するような新しい教育方法、カリキュラムを検討しているところであり、リーガルクリニック、エクスターンシップ、インターンシップなど、法科大学院の段階でも

実務との接点を持つことが考えられている。しかし、法曹の養成の過程で最も重要と思われるのは、複雑な事実、生の事実から法的に意味のある事実を拾い上げて法的に再構成していくという訓練を積んでいくことであり、その前提としては、法的な知識、法的な論理操作が必要となる。その意味で、法科大学院は、事実の分析、法的な再構成をする前提となる様々な法的知識、ものの考え方を身に付けさせることが基本となる。法科大学院で実務に多少接することがあるとしても、このような論理教育にどういう意味があるのか、自分たちの勉強と実務との関連はどういうものなのかを再確認する点にむしろ教育の中心があるのだろうと思う。加えて、司法試験合格前の学生が、検察や裁判に実質的に入り込むことは非常に困難であるから、司法修習の重要性は今後も変わらないと思う。法科大学院において司法修習に耐えられる前提条件を十分に作り、それを踏まえた上で司法修習で更に実践的な能力を高めていくことで、従来大きな枠組みと余り変わらずに司法修習の重要性は依然として存在していると思っている。

ただ、従来前期修習の相当部分を法科大学院で引き受けるという基本構想であるが、少なくとも法科大学院が発足してしばらくの間は、これまでの司法研修所の蓄積を法科大学院側に投げかけていただくような連携関係も是非図っていただきたい。

～鎌田委員発言中、西垣委員入室～

(高橋委員長)

法科大学院のカリキュラムはまだ全部オープンになっておらず、理論と実務の架橋というスローガンは同じだろうが、理論のほうに傾斜している法科大学院もあるだろうし、実務のほうに傾斜している法科大学院もあるように思う。

(酒巻委員)

法科大学院の教育の中心は何かということについて、私自身は、鎌田委

員と基本的に同じ意見であり、従来法学部で教えていた法律学の基本的な部分を確実に修得させ、これを使いこなすレベルにまで更に深めることであろうと考えている。法科大学院では実務と理論を架橋する教育を行うといわれているが、大学院の後に、実務家になる前提、その世界への導入として司法修習における臨床教育がある。このような教育の順序・段階というのは重要である。医師の養成でいえば、基本的な学問としての医学の部分は大学で、実際の患者を診るのは大学病院でというようなイメージだと考えている。このように臨床の部分を担当する司法修習と大学とはやるべきことが違うのであって、異なるものをどのようにうまく結合させ、橋渡しをして、最終的に立派な法律家を作るのがポイントだろうと思う。

法科大学院については、現実の実務に直ぐに役に立つとか、特別な法分野に特化した法科大学院もあってよいだとか、様々なことが言われているが、実務法律家として、将来新しい事柄に接したとき、それに関する知識を自分の力で習得し、応用するための大前提として、基本的な法律的な考え方を体得していることが不可欠となる。民事法、公法、刑事法の基礎を体得していない者に、先端的法分野の理解は絶対にできない。法科大学院教育の中核部分は、法律的な考え方、法律学の学識・基本的な考え方を徹底的に叩き込んで深めるのが主要な役割であり、そのような教育を受けた人を更に司法研修所や実務の現場で鍛えるという方向があるべき姿ではないかと思っている。例えば、自然科学でも様々な分野があるが、数学や物理の基礎を理解し使いこなせなければ、どんな自然科学もできないであろう。その基礎に当たる部分を大学が担うというイメージである。

(高橋委員長)

私が所属している大学では、いわゆるエクスターンシップなどはカリキュラムにない。しかし、実務基礎科目群は、当初5単位ぐらいだといわれていたのが、10単位ぐらい必要だという意見も聞こえてきて、93単位

が修了の必要最小単位だとすると1割以上が実務的なものになる。教員に実務家をたくさん入れる動きもある。その中で、大学院を含めて大学の教育がどう変わっていくのかが一つのポイントではないかと思う。法科大学院教育も少し動くかもしれないし、司法修習に入る前の理論教育も少し動くかもしれない、司法試験そのものも少し動くかもしれない。司法試験については、法務省で委員会を作られて検討しているようだが、大筋では短答式と論文式で、口述試験はないというのがはっきりしている。この辺りについて、法務省の幹事から、どんなイメージで考えればよいのか、今の司法試験と同じなのか、少し違うのか、差し支えない範囲で説明をお願いしたい。

(黒川幹事)

新しい司法試験がどういうイメージになるかについては、省内において担当者レベルでフリーに議論している段階である。公式には、新司法試験委員会が発足すれば直ちに御検討いただくことになるが、現状では、試験の実施の枠組みとして、短答式、論文式を同時に実施し、従来の口述式試験はなくなるであろう。

司法試験の中身については、今まさに各法科大学院のカリキュラム、シラバスが出揃った段階であり、それを拝見しながら、法科大学院でどういう教育が行われるのかをよく検討させていただいた上で、そこでの教育をきちんと受けた者が普通に通れるようにという考え方で、司法試験の在り方を考えているところである。

(高橋委員長)

私の理解するところでは、公法系・民事系・刑事系という分け方で従来の憲法・民法という分け方ではなくなる、公法系の中に行政法が入る、かつて行われていた選択科目も入るというように司法試験が変わる。そこで選抜される人が今と同じような人なのかどうかは試験をやってみないと分

からないが、変わる可能性もある。

そこで、次の話として、社会が法曹、法律家に何を望むのか、この点が変わってくるのかどうか。もう一つ御議論いただきたいのは、法律家になった後の継続教育との関係で、その前の司法研修所の教育がどうなるのかという観点もある。

まず最初に、法律家の役割が今までどおりでよいのかどうか、今まで司法研修所が想定していた法律家と、今後の社会が期待する法律家像が合致しているのかどうか、この辺りはいかがか。

(今田委員)

今回の司法制度改革、法曹養成改革は、法曹人の量的拡大と同時に質的变化を前提とした改革であると理解している。量は、3000人と3倍に拡大し、質的にも、これまで以上に、多様性と専門性を持つという2つの異なるベクトルで構成される力学の中で、この量的拡大を質的变化の中で説いていくことが要請されていると思う。だからこそ、点の選抜ではなく、法科大学院による教育、司法試験、司法修習及び継続教育という長い期間が、まさにこの難しいベクトルを達成するための制度として作り上げられたと考えており、このことは非常に意義がある。

今後、法科大学院の教育は、量的拡大に対応し、いろいろな意味で多様化すると思われる。司法修習は、このようなそれぞれの特色のある法科大学院によって教育された、量的にも多いということを含めて多様な層の人材を受け入れることになると思う。さらに、その後は、これまで以上に多様な分野、多様な層に法曹人として送り出していくことになる。この要となる司法修習において、多様な層を受け入れて多様な層を輩出する研修をどうするかについては、やはり基礎、基本に立ち返る、裁判官・検察官・弁護士となる人が多様な層として育つためのピュアな汎用性のある基礎力を1年間で効率的にプログラム化して研修するという視点が重要であり、

汎用性のある基礎力を1年間で学習させるプログラム作りに知恵を絞ることではないかと考えている。

(翁委員)

私がエコノミストとして活動していて感じるのは、ますます法律的な知識が専門化しており、多様で高度な専門知識が必要になってきているということである。産業経済構造がグローバル化、IT化、ソフト化により大きく変化しており、これに対応する法律的な専門知識も大きく広がってきている感じがする。その意味で、法曹に対するニーズや期待は大きくなっていると感じている。

例えば、企業活動においても、コーポレートガバナンスの構築、コンプライアンス態勢の構築などとの関係で、法律的な知識が必要となっており、国境を超えたM & Aなどの関係での専門的な知識も必要になっている。新しい金融商品も日々いろいろな形で出てきており、これをめぐるトラブルも増えてきている。また、企業資産のソフト化が進み、知的財産が企業の命運を決める形になってきており、知的財産を法的にどう管理していくかということについてのニーズも非常に高い。さらに、倒産法制など産業再生に通じている弁護士が少ないことも問題である。その意味では、専門性と人の充実が喫緊の大きな課題だと認識している。

この関係で、司法修習に期待されることなのか法科大学院に期待されることなのかよく分からないが、学際的素養が今後ますます必要になってきていると感じている。法律家として一級のプロフェッショナルとなるには、例えば弁護士であれば、経済学、経営学などの一般的素養を身に付けているかどうかが決定的に重要である。これは一見専門性と反するように見えるが、実はジェネラルな知識と考え方を素養として持ち合わせていることが、深い専門性を長い期間で身に付け勉強していく上で、非常に重要な必要条件ではないかと思う。

司法修習の関係では、法曹三者に共通して求められていることは、社会秩序の根幹を担うだけに、社会から遊離しない健全な常識を持っていることである。これが非常に重要であり、その基礎があって初めて専門性が花開くのではないか。司法修習は臨床教育と考えられるが、そこでの個別的な体験は、スペシフィックな専門性の面では意味があるものの、司法修習で得られる汎用性は、やはり法的な基礎知識であり、健全な社会生活に必要な常識の確認であり、使命感や倫理観を高めることであると感じている。

(高橋委員長)

法律家の全体の数が増えるので、従来の法律家が仕事にしていた領域が拡大するのではないかと思われる。社内弁護士や行政官になる人も増えるだろうし、法廷実務のウエイトが相対的に下がるかもしれない。他方、法廷実務も専門化するかもしれない。そうすると、職業は多様になり、専門性も多様になる。そういう法律家を1年間でどう教育するか。現在でも、司法修習について、多くの人が弁護士になるのに、裁判実務の比重が高すぎるという批判があることは承知しているが、結局は多様化していく。逆に、だからこそコアの部分が必要だという意見もある。この多様性と汎用性をどう調和させていくのかという点について、他の委員からも自由に意見を出していただきたい。

(小津委員)

汎用性のある基礎力という発言があったが、もっともであると思う。これからの法曹にとって、多様性、専門性、しかも多様化された専門性が必要になってくることだと思うが、他方、法曹である者すべてが備えておかなければいけない知識、能力もある。限られた司法修習期間の中で何をどのように教育したらよいかを考える際に、汎用性のある基礎力という考え方は大変参考になると思う。ただ、基礎力というのが時代によって変わってくる面があることを意識しながら、この基礎力を考えていく必要がある

のではないか。

法廷実務をどの程度やるかについても，これからの法律家の実際の仕事の中で法廷に出る割合が下がってくるかどうかという角度からだけではなく，汎用性のある基礎力という観点からも考える必要があるのではないか。

(宮川委員)

法科大学院での教育が理論教育に中心が置かれるというのはそのとおりだと思う。ただ，先般，法科大学院を目指すいくつかの大学のカリキュラム等拝見して話を聞く機会があったが，私としては，理論教育といっても従来の法学部の理論教育とは少し様相を異にしているのではないかと感じた。法科大学院は，法律実務家を養成するプロセスの中核として位置付けられたプロフェSSIONALスクールであり，研究者養成機関として位置付けられているわけではないから，これは当然のことだと思う。さらに，基本法以外の分野でもいろいろなカリキュラムが予定され，法律実務基礎科目が5から9単位くらいの幅で予定されている。その中で事実認定あるいは要件事実を教えるカリキュラムが2単位くらい予定され，法曹倫理あるいは法曹の役割・責任も2単位くらい予定されている。教材もこれまでになかったものが作られつつあり，例えば，前者で言えば，民法総則の虚偽表示，錯誤，代理，典型契約，損害賠償，製造物賠償責任，知的財産に関する紛争，国際取引に関する紛争に関し，プロブレムが作られていて，2ページ分くらいの事実を踏まえて要件事実，主張立証責任を考えさせるとともに，重要な間接事実を考えさせて事実認定の基礎も意識してもらう，という教材が作られている。さらに，この教材では，それぞれの事件のすわりという項目があり，事件のすわりというようなことまで考えさせるようになっている。このような教材が作られることになったのは，法科大学院というシステムの大きな副産物だと思うが，そのような教材で，適切な教官を得て，法科大

学院で2単位、要件事実と事実認定のトレーニングを受けると、今までとは違った人たちが司法修習生として入ってくるのではないかと感じている。法曹倫理についても、今までは司法修習の課程前に学ぶことはなかったが、教材として、15から20くらいのテーマを作り、例えば利益相反というテーマについては3つか4つのプロブレムを作り、日本の弁護士倫理規定、アメリカのルールを参照させながらそのプロブレムについて考えていく、必要な判例・論文を読ませる、というプロブレムブックがいくつか作られつつある。こうした教材で2単位の法曹倫理教育を受けてきた人たちを、新しい司法修習制度は、迎えることになる。

そうすると、ベーシックなものを教えるといっても、今までとは違う人たちを迎えるので、教育の在りようも変わっていかねばならないと感じる。大学院レベルで教育を受けた、少なくとも今よりも大人の人たち、法学部レベルでは今よりもいろいろな勉強をしてくる人たち、法学部以外で学んできた人たちが入ってくることを考えると、相当に幅広い多様な素養、多様性・専門性を志向する人たちが入ってくる可能性がある。それを踏まえると、汎用性のある基礎知識・常識・使命感・倫理観を1年間で培わせるというのは私も全く同感だが、そのやり方には、なかなか工夫が必要であり、指導する側に覚悟と努力がいるのではないかと感じている。

(金築委員)

法曹養成制度改革のポイントは、一つは量、一つは質であると認識している。日本では、法律家、法曹が足りない、これを大幅に増加しなくてはいけないということで、現に逐次増員され、今年の春に入ってきた司法修習生は1200人となっている。法曹の量が増えることが、国民から遠いといわれた司法を国民に近づける、アクセスを改良する、身近に法律家がいる社会になることを進めていくという面がある。他方で、これは質の面と関連するが、これからの法律家はいろいろな面で多様なニーズ、特に新

しい専門的で高度なニーズに応えていかなければならない。法曹の量の拡大がそういう高度の専門性を持った法律家を生み出していく基盤になる面がある。もう一つは、法曹養成制度改革が出てきた背景事情として、現在の法曹教育についての反省があったのではないかと認識している。今の修習生は、大学の講義を聞いてそれをマスターした結果として司法試験に合格して修習生になるのではなく、ほとんど例外なしに予備校に通って司法試験向けの勉強をして修習生になる。試験に出そうなところばかり「つまみ食い」的な勉強をしている結果、新しい問題にはたちまち応用が利かない。基礎的な法律理論がいろいろな場面で使いこなせるように、しっかりと身に付いていないところに問題があったと思う。そういうところから、多様なニーズに応える、量的な拡大に応える、今までの勉強の仕方に抜本的な改革を加えるということで法科大学院を作り、これを教育の中核にして、司法試験、司法修習とを有機的に連携させて良い法曹を作り出していくということであろうと思う。

従来の司法修習が法廷実務中心であったという点をどう考えるかとも関連するが、今後の司法修習でどういうことを教えるかについては、多様性を理念にしている法科大学院、新しい司法試験、そしてこの司法修習が適切に役割分担をしながら法曹を育てていくという観点が重要なのではないか。

法廷実務の問題に関し付言すると、従来の法曹の仕事は法廷・裁判手続が中心であり、司法研修所での教育がすぐに仕事に役立つという色彩が強かったと思う。既に弁護士の仕事の中でも直接法廷に出る仕事のウエイトはだいぶ下がってきていると聞いているが、ただ、そういう仕事の中でも、裁判になったときどうなるのか、例えば、契約書一つ作るにしても、この契約書が裁判においてどのように評価されるかという観点が必要であり、こうした観点がなくては法廷外の仕事も適切にできないのではないかと思

う。そこで、従来の法廷実務の中で培われた基本的なスキルについては、これからも相当の力を入れていかなければいけない。特にこれから法曹の数が増えることになると、質の面で、上のほうの質も大事だが、すそ野のほうの質も非常に重要になってくると思う。法曹は、一人で、人の人生に大きな影響を持ったり、企業や人の重要な財産を処分する仕事に携わるので、法曹一人一人が国民に迷惑を掛けないようなきちんとした質を持っていることが必要である。その観点では、今後、いわゆる司法過疎地域に法律家がどんどん広がっていく中では、従来型の仕事も多いと思うし、法律実務、法廷実務の中で培われた汎用的なスキルをしっかり身に付けさせることが重要ではないかと思っている。

(白木委員)

法律家としての最も基本的な素養は、人の話すことをよく聞いて理解できることである。通常の民事事件であれ刑事事件であれ、当事者の言い分を辛抱強く聞いて理解する能力、経済や知財の問題についても、専門家と同じ知識を持つことはできないので、そういう説明を聞いて理解する能力が重要である。そして、理解したことを法的にどう構成するかという能力も重要である。もう一つ、別の角度からものを見て考える能力も、法律家として大事である。こうした基本的な能力は、司法修習という短い期間で身に付くものではなく、継続教育として、一生掛けて勉強するものであろうと思う。その意味では、司法修習は、生涯掛けて勉強していくための基本的な力を養う、コアな部分を身に付けさせるものであると考えている。

(宮川委員)

法曹養成検討会において、「アメリカと比較して実務修習はすばらしい制度であり、非常に意味のあるプログラムである。」という意見が出ている。この「非常に意味のあるプログラム」というのは、おそらく現実の事件を裁判官・検察官・弁護士という違った立場から見て考えることができ

る、一線の裁判官・検察官・弁護士とディスカッションしながら、法曹としての思考の在り方、職業理念について、現実の事件を素材にしながら学ぶことができるという意味であろう。法曹相互間にこのような視点の違いがあり、それぞれの立場からそれぞれの考え方をしていくことを学ぶ、それぞれの職業がそれぞれの職業理念を持って司法のためにがんばっていることを体感するというのは、非常に意義のあることと思う。今後、法曹の養成数が急激に増加するからと言って、司法修習の中核である実務修習の受入能力が十分でないという理由で、司法研修所での集合修習を中心に組み直すという選択肢はあり得ないと思っている。そのようなことをすれば、法科大学院の上に更に上級のロースクールができることとなり、司法修習制度の意味をかなり減殺し、その存在価値が問われることになると思う。そこで、今後とも、実務修習を中核とした組み方は変えないでもらいたいと考えている。ただ、汎用性のある理論や基礎知識を養うことは重要であるが、1年間でコアとなるスキルとマインドだけを教えるのでは、多様性、専門性を志向する人にとっては、なかなか辛いものがあるのではないか。その意味では、新しい司法修習の構成に組み込むことが考えられている「総合型実務修習」は、1年間の修習の中に多様性や専門性を志向した課程があることを示し、司法修習課程に違った輝きを与えることともなると思う。

(西垣委員)

大きな流れとしては、とにかく司法制度そのものが抜本的に変わろうとしているということだと思うが、私が一つ懸念しているのは、日本の場合、大体において、大きな流れを変えようとする、必ず行き過ぎることがあるという点である。変えていくこと自体は非常に結構であるが、余りめちゃくちゃな状況にならなければいいなという素朴な心配がある。

現代は知識社会であり、知識が膨大になり、指数関数的に知識量が増大

している。だから、学際的なことをやらなければならないというのは、総論としては全くそのとおりである。ただ、例えば、私のいる大学院は、東京大学始まって以来の学際的な大学院であるが、非常に中途半端になっており、何を教えるべきか、何を学ぶべきかが、教員の側も学生の側も見えなくなる場合が下手をすると出てくる。例えば、著作権の問題に関しても、少なくともテクニカルなこと、法律、経営・経済の3つの分野に分かれるが、これをすべてやることは無理である。

そうなるとう、学際といっても、一つは、オン・ザ・ジョブ・トレーニング的に、必要となるいくつかのポイントを問題に応じて組み合わせていくやり方が考えられる。

もう一つは、ジェネラリスト的な基礎力を育てるのは難しく、社会制度的にエリートを作ればジェネラリストはできるものであるが、今の日本の教育制度はそうはしてきていないので、次のようなやり方もあると思う。例えば、ものの考え方であるが、具体的に言えば、今、問題となっている少年犯罪の問題を素人からみると、社会的な予防、本人の更生、社会的な制裁という3つの軸が、どこでどのように絡んでいるのかよく分からない。このような場合に、基礎的なところから人間あるいは社会の在り方を具体的に捉え直していく、歴史性や一種の社会哲学的な話をベースにした具体的な問題を幾つか取り上げていくというやり方の中で、ジェネラリストを育てていくことも一つあるかなと思う。

～翁委員退室～

(高橋委員長)

本日はフリーディスカッションの中で有益な観点が随分出たように思う。縦の流れでいうと、法科大学院、司法試験、司法修習、継続教育という流れの中で、司法修習をどう位置付けるかということに関して、いろいろと御意見を賜ったと思う。また、法律家になった後の専門性と、司法過疎地

域では民事も刑事も家事も全部やるような法律家が求められていることとをどうかみ合わせていくのか。それから，健全な社会常識をどう組み合わせていくのかというのも大きな問題である。

この委員会は，こうした大きな問題を，また別の角度から多角的に見ていくところだが，委員会で議論する前に，幹事会でも一度議論していただき，議論のたたき台を次回に出していただきたいと思うが，いかがか。

(出席委員全員)

異議なし。

(出席幹事全員)

了承

(7) 今後の予定等について

今後の委員会は，次の日時に開催されることとなった。

第2回 9月12日(金)午前10時から正午まで

第3回 10月31日(金)午後1時30分から3時30分まで

第4回 12月19日(金)午前10時から正午まで

(以上)